

議会基本条例?・・・議会の役割を再定義し、公開度を上げて説明責任を果たすなど、議会活動活性化のための運営ルールを定めるもので、議会の「最高規範」ともいえる。

小美玉市議会基本条例制定に向けて【第5回報告】
— 議員提案条例等調査特別委員会 —

基本条例の骨子がまとまる!

素案の検討大詰め

来年1月にはパブリックコメントと

市民説明会を実施予定



全員協議会で、決定事項を随時報告

条文の内容検討の前に、すべての章の条立てを行うこととし、各章の中に入れる「条立て」の検討をした。視察を行った4つの市の基本条例を参考にしながら、第1章について前回の確認と、第3章の条立てを決定した。

…傍聴しませんか…

策定委員会は、市民の皆様も傍聴することができます。また、アンケートにより意見を述べることができません。本会議では味わえない、議員間の討議を傍聴してみませんか。

《今後の予定》

○第22回会合 11月20日(木) 13時30分

市役所3階 委員会室

協議内容：素案の決定。市民説明会とパブリックコメントの実施概要協議。

○第23回会合 12月18日(木) 10時

市役所3階 委員会室

協議内容：市民説明会の準備協議。

*会議日程や協議内容は進行状況等により変更になる場合がありますので、左記までお問合せください。

【問合せ先】

小美玉市議会事務局(担当…安彦・太田) 電話 48-1111

○第18回策定委員会

(平成26年8月7日)

前回に続き、第2章及び、第4章から第9章までの条立てを決定した。

○第19回策定委員会

(平成26年9月22日)

前回までに決定した条立てをもとに作成した「小美玉市議会基本条例・逐条解説(素案)」の内容について1条ずつ検討した。

○第20回策定委員会

(平成26年10月9日)

前回の検討内容に、馬渡先生の意見を加え、さらに素案の内容を充実させ、基本条例素案の形が整った。

目指すことや、議論を十分に尽くして合議制機関の役割を果たすことなど、基本理念に基づく議会のあり方はもとより、本市議会特有の項目として、災害時の議会対応なども含まれる案となっている。

今後、全員協議会にて、議員全員からの意見を聴取し検討を重ね、市民の皆さんにお示しできる素案をつくり上げていく。

○第16回策定委員会

(平成26年7月10日)

各章の中の条立て及び条文内容の検討が開始し、「第1章総則」について、条例素案をまとめた。

○第17回策定委員会

(平成26年7月24日)